

第
1
章

吹田市障がい者支援プラン

(第7期吹田市障がい福祉計画及び第3期吹田市障がい児福祉計画) の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、療育、教育、就労、福祉等の幅広い分野の障がい福祉施策の基本的方向性を明確にした「第4期吹田市障がい者計画」と、障がいのある人の地域生活の支援体制の整備に係る目標及びその確保策を定めた「第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉施策の総合的・計画的な推進に努めてきました。

平成28年度（2016年度）から令和8年度（2026年度）までを計画期間とする「第4期吹田市障がい者計画」においては、「住み慣れた地域で安心して、育ち、学び、働き、暮らせるまち吹田」を基本理念に、「当事者参画、権利擁護の推進と障がいに対する理解や配慮の促進」、「障害者基本法、障害者差別解消法をはじめとする障がい者関係法制度の正しい解釈と運用」、「ライフステージを通じて、切れ目のない、谷間のない支援体制の構築」の3つの基本的方向性を掲げ、障がいのある人に関わる施策分野の考え方について明らかにしています。

また、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までを計画期間とする「第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画」においては、第4期吹田市障がい者計画の基本理念の実現のため、安心して暮らせるまちをめざす上で、基盤となる障がい福祉サービス等の確保策について定め、その整備に努めてきました。

国においては、障がいのある人に関わる制度改革が進められ、各種関係法令が成立しました。

○ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行（令和3年度）

医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援するための地方公共団体の責務の明記や支援センターの設置の促進等が規定されました。

○ 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行（令和3年度）

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築（重層的支援体制の整備）について規定されました。

○ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律）の施行（令和4年度）

障がい者による情報の十分な取得・利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進するため、基本理念、国・地方公共団体・事業者・国民の責務、6分野にわたる基本的施策が示されました。

第1章 吹田市障がい者支援プラン（第7期吹田市障がい福祉計画及び第3期吹田市障がい児福祉計画）の概要

○ 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）の改正**（令和6年4月施行予定）**

努力義務であった民間事業者の合理的配慮の提供が法改正により令和6年（2024年）4月1日から義務化され、障がい者への差別の解消と理解促進に向けてさらなる周知啓発や取組の促進が必要となりました。

○ 障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）等の一括改正（令和6年4月施行予定）

障害者総合支援法施行後3年の見直しにあたり、施設入所者の削減と地域移行に向けた取組の一層の推進、グループホームへの重度障がい者の受入と軽度障がい者の地域移行、地域生活支援拠点の機能強化、医療保護入院についてのあり方見直し、就労選択支援の新設と短時間就労者の雇用率対象化、強度行動障がい者のニーズ把握と支援体制の整備、障がい児の地域社会への参加・包容の推進などが盛り込まれました。

大阪府においては、令和3年度（2021年度）を始期とする「第5次大阪府障がい者計画」（第6期大阪府障がい福祉計画及び第2期大阪府障がい児福祉計画を含む）が策定され、「すべての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」の基本的理念のもとに、障がい福祉施策のより総合的・計画的な推進に向けた各種取組の方向性が示されました。

本市においては、「手話言語条例（吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例）」が令和5年度（2023年度）に施行され、手話の普及やコミュニケーション手段の選択など、障がい特性に合った情報取得に係る施策を総合的、計画的に行うことが盛り込まれました。

以上の状況を踏まえ、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）を計画期間とする「吹田市障がい者支援プラン（第7期吹田市障がい福祉計画及び第3期吹田市障がい児福祉計画）」を策定し、障がい者及び障がい児に係る施策を一体的に推進します。

2 計画の位置づけ

（1）計画の位置づけと期間

「吹田市障がい者支援プラン（第7期吹田市障がい福祉計画及び第3期吹田市障がい児福祉計画）」は本市における障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービスについて、それぞれ種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画です。近年めまぐるしく変動する障がい福祉施策の情勢に対応しながら、施策の充実を図るため、一体的に両計画を推進します。

本計画の計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間です。

障がい者計画と障がい者支援プラン（障がい福祉計画及び障がい児福祉計画）

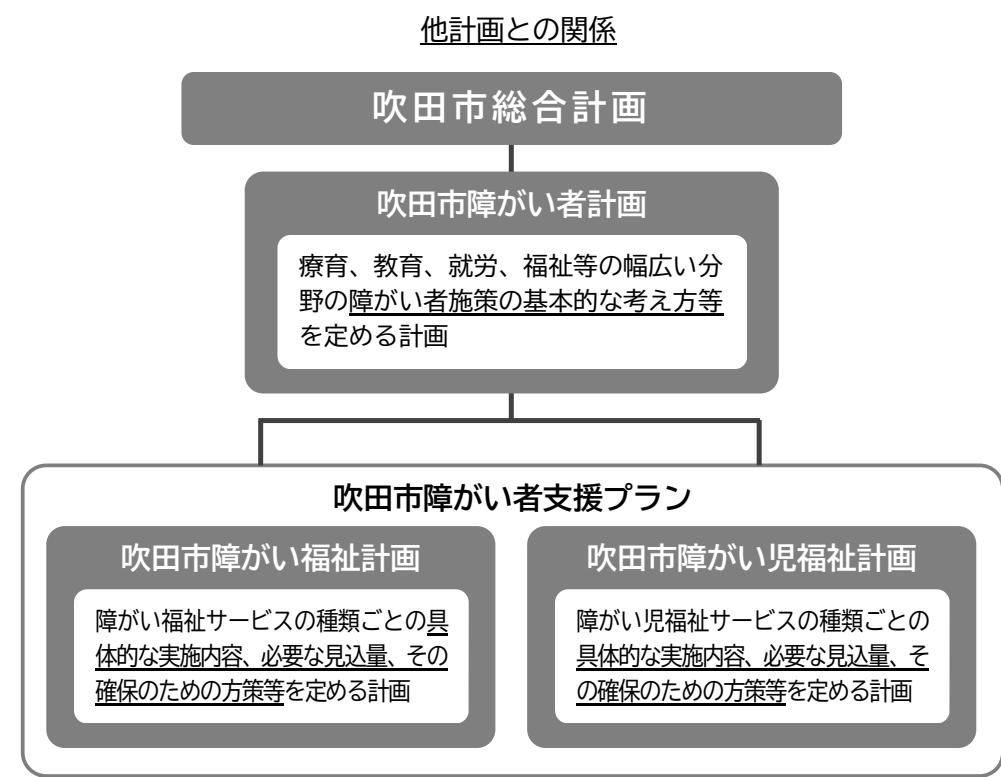
		吹田市障がい者支援プラン	
第4期吹田市障がい者計画		第7期吹田市障がい福祉計画	第3期吹田市障がい児福祉計画
根拠法	障害者基本法第11条第3項	障害者総合支援法第88条第1項	児童福祉法第33条の20第1項
計画期間	平成28年度（2016年度）～ 令和8年度（2026年度）	令和6年度（2024年度）～ 令和8年度（2026年度）	
内容	本市における療育、教育、就労、福祉等の幅広い分野の障がい福祉施策の基本的な考え方等を定める計画	本市における障がい福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画	

第1章 吹田市障がい者支援プラン（第7期吹田市障がい福祉計画及び第3期吹田市障がい児福祉計画）の概要

（2）他計画との関係性

本計画は、本市のこれからのあるべき姿やまちづくりの方向性を定めた「吹田市総合計画」の部門別計画である「吹田市障がい者計画」を踏まえ策定します。

策定にあたっては、「吹田市地域福祉計画」、「吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「吹田市子ども・子育て支援事業計画」、「大阪府医療計画」等の関連する他の計画との整合性を図っています。



各計画の期間

	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R元 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026
総合計画	第3次総合計画				第4次総合計画							
障がい者計画	第3期		第4期障がい者計画									
障がい者支援 プラン	障がい福祉計画	第4期障がい福祉計画		第5期障がい福祉計画	第6期障がい福祉計画	第7期障がい福祉計画						
	障がい児福祉計画			第1期障がい児福祉計画	第2期障がい児福祉計画	第3期障がい児福祉計画						

（3）計画の基本的な考え方

「吹田市障がい者支援プラン（第7期吹田市障がい福祉計画及び第3期吹田市障がい児福祉計画）」では、国の基本指針を踏まえ、「第4期吹田市障がい者計画」の基本理念「住み慣れた地域で安心して、育ち、学び、働き、暮らせるまち吹田」の実現をめざし、施策を推進していきます。

第4期障がい者計画の基本理念と基本的方向性

住み慣れた地域で安心して、育ち、学び、働き、暮らせるまち 吹田



- 当事者参画、権利擁護の推進と障がいに対する理解や配慮の促進
- 障害者基本法、障害者差別解消法をはじめとする障がい者関係法制度の正しい解釈と運用
- ライフステージを通じて、切れ目のない、谷間のない支援体制の構築

本市においては、持続可能な開発目標SDGs（エスディージーズ）に基づいた施策展開を図っています。SDGsは、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択されました。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会実現のため、2030年を年限とする17の国際目標です。全17の目標分野のうち、本計画は「目標1 貧困をなくそう」、「目標3 すべての人に健康と福祉を」、「目標4 質の高い教育をみんなに」、「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」、「目標8 働きがいも経済成長も」、「目標10 人や国の不平等をなくそう」、「目標11 住み続けられるまちづくりを」、「目標13 気候変動に具体的な対策を」、「目標16 平和と公正をすべての人に」、「目標17 パートナーシップで目標を達成しよう」の10分野に関わる施策内容を含んでいます。



目標1 貧困をなくそう



目標3 すべての人に健康と福祉を



目標4 質の高い教育をみんなに



目標5 ジェンダー平等を実現しよう



目標8 働きがいも経済成長も



目標10 人や国の不平等をなくそう



目標11 住み続けられるまちづくりを



目標13 気候変動に具体的な対策を



目標16 平和と公正をすべての人に



目標17 パートナーシップで目標を達成しよう

3 計画の策定体制等

（1）計画策定のための審議会

学識経験者、社会福祉事業従事者を委員とする「吹田市社会福祉審議会」へ諮問し、同審議会障がい者施策推進専門分科会において、障がい当事者等の公募市民も参画のもと、本計画の策定にあたっての議論をいただき、答申を受けました。

また、同専門分科会に設置した作業部会において、計画策定に向けた作業に携わっていただきました。

（2）当事者等からのアンケート及び意見聴取等

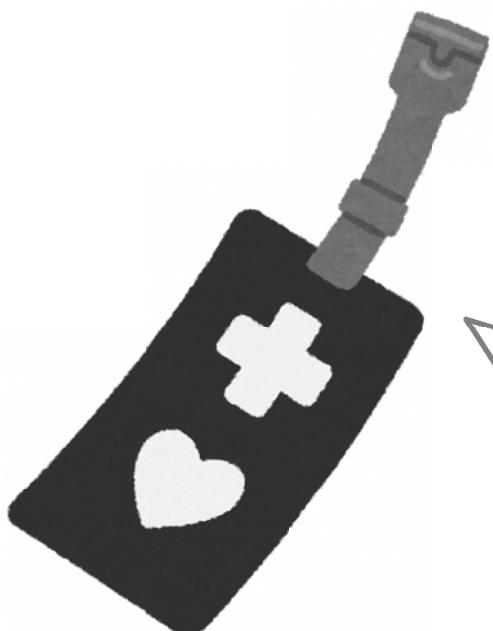
令和5年（2023年）に、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び難病患者等を対象とした「第7期障がい福祉計画の策定に向けたアンケート」、通所受給者証の所持者を対象とした「第3期障がい児福祉計画の策定に向けたアンケート」を実施しました。

また、障がい当事者や障がい福祉サービス事業者から、障がい福祉施策の推進に関する意見を聴取したほか、計画案について、広く市民の意見等を聴取するパブリックコメントを実施し、計画素案策定の参考としました。

以上を踏まえ、府内の各関係所管が構成員の「吹田市障がい者福祉事業推進本部」において計画を策定しました。

コラム

ヘルプマークって？



【裏面シール（例）】

私の名前
電話番号・血液型
薬について
緊急連絡先・かかりつけ医
○○してください。
○○が苦手です。

<ヘルプマーク>

援助や配慮をしてほしいことを周囲に知らせるマークです。
特に書類の提示は必要なく、申し出に対し市役所の窓口などでお渡ししています。
裏面に付属のシールをはって周囲に伝えた
い情報・必要な支援を記入できます。

<ヘルプマークの配布場所>

- ◇吹田市役所（障がい福祉室）
- ◇市立総合福祉会館
- ◇吹田市保健所
- ◇障がい者相談支援センター6か所
 - ◆内本町
 - ◆片山・岸部
 - ◆豊津・江坂・南吹田
 - ◆千里山・佐井寺
 - ◆亥の子谷
 - ◆千里ニュータウン

<ヘルプマークをみかけたら>

- ★電車内で席をゆずる
- ★困っているようであれば声をかける
- などの思いやりのある行動をお願いします。